



能越自動車道田鶴浜七尾道路起工式



能登総合開発促進協議会



内閣委員会にて質問



国土交通省へ要望活動



街頭演説



石川県山林大会



石川の農林漁業まつり



能登へまり視察



子供たちと地引網



農林水産委員会にて質問



国立工芸館式典



商工会式典



地元農産物を視察



県政懇談会



北陸新幹線建設促進会議

にしだ昭二

活動中

日本・石川・能登を 守る



謹んで新春のお慶びを申し上げます。旧年中は格別なご高配を賜り厚く御礼申し上げます。昨年は年初に中国で発生した新型コロナウイルス感染症が世界中に猛威をふるい現在もなお、日本においても大変大きな影響を与えております。国民の皆様にとってもこれまでとは大きく生活環境が変わり、不安で不自由な生活の中、感染拡大防止にご協力を頂き、心より感謝申し上げます。そして年末年始も休むことなくウイルスに立ち向かい国民の為に全力を尽くして下さっている医療従事者、ソーシャルワーカーの皆様へ改めて心より感謝申し上げます。ウイズコロナ・ポストコロナを見据え、安全で安心な生活を一日でも早く取り戻すためにも、感染防止対策と社会経済活動の両立を進めていきます。新たな水際対策を強化し、変異ウイルスの新たな蔓延を阻止し、米国、イギリスでは既に接種が始まっている新型コロナワクチンについても安全性、有効性、最優先に審査を行った上で、承認されたワクチンを必要な方にできるだけ早く接種を開始できるように政府、与党一体となって進めるとともに安心な医療体制の整備を進めてまいります。また、令和2年度第3次補正予算、令和3年度予算を早期に成立させることで力強い経済対策を講じてまいります。

国民の皆様のご協力を仰ぎ、1日も早くもとの日常が取り戻せるように、私もこれまで以上に高い緊張感をもって精進し全力で取り組んでいきます。



衆議院議員 西田 昭二

北陸に甚大な被害をもたらした大雪の問題を急遽、政府に要望

- 公共交通確保のための支援
- 被災農業者への支援
- 生活必需物資の円滑な供給
- 被災中小企業者への資金繰り支援充実
- 除排雪に対する財政的支援



菅総理に要望

の5点を石川県代表として要望。
菅首相から「春先になって判明する被害も含めて、財政支援を行う」との回答

西田昭二(51才) 略歴

昭和44年	5月1日 七尾市石崎町生れ
昭和63年	石川県立七尾商業高校卒業
平成4年	愛知学院大学商学部卒業
平成4年	衆議院議員瓦力代議士秘書(10年間)
平成13年	七尾市議会議員 初当選(3期)
平成19年	石川県議会議員 初当選(3期)
平成27年	石川県議会副議長(第108代)
平成29年	自由民主党石川県第三選挙区支部長
平成29年	衆議院議員 初当選(80,416票獲得)
現在	衆議院内閣委員会委員 衆議院農林水産委員会委員 原子力問題調査特別委員会委員 消費者問題に関する特別委員会委員
資格・特技	教員免許取得、相撲4段、ちゃんこ鍋作り

募集しています

座談会の開催 / ボランティアスタッフ
にしだ昭二 後援会・応援団 / 自由民主党員

新型コロナウイルス対策等ご質問がございましたら、
事務所までご連絡ください。

七尾事務所
〒926-0041 石川県七尾市府中町外26番地
TEL: 0767-58-6140 FAX: 0767-58-6141

国会事務所
〒100-8981 東京都千代田区永田町2-2-1衆議院第一議員会館523号室
TEL: 03-3508-7139 FAX: 03-3508-3439

Q&A 令和3年度予算、令和2年度第3次補正予算について

Q1 令和3年度予算の概要は。

A 予算編成における基本的な考え方は、経済再生と財政健全化の両立を進め、新型コロナの危機を乗り越え、次の世代に未来をつなぐ必要がある。
令和3年度予算は、令和2年度第3次補正予算と合わせ、コロナ禍にある国民の命と生活を守るため、感染拡大防止に万全を期しつつ、将来の生活を切り拓くため、デジタル化・グリーン社会の実現など、中長期的な課題を見据え、着実に対応を進めていく予算としている。感染拡大防止、経済再生、財政健全化の間のバランスをとった令和2年度第3次補正予算、令和3年度予算の早期成立を図り、着実に実行していくことで経済再生と財政健全化の両立を実現していく。

Q2 コロナ禍の中、今回の予算で講じられた感染拡大防止策の内容は。

A 緊急の対応が必要となる感染症防止策は、主に補正予算で措置。
●都道府県が行う重点医療機関等の病床確保や軽症者用の宿泊療養施設の確保等を補助率10/10の緊急包括支援交付金で支える。
●ワクチンについて、来年前半までにすべての国民に提供できる数量の確保を目指す。
●薬事承認された際、遅滞なく希望する国民がワクチンの接種を受けられるよう、接種費用等を措置。
さらに、令和3年度予算において
●自治体間の応援派遣等を効果的に実施できるよう保健所体制等を整備し、
●医療機器の国内生産能力の増強も図ることとしている。5兆円のコロナ予備費を措置することで、予期せぬ状況の変化にも対応していく。

Q3 地方向け施策としては、どのようなものがあるのか。

A 地方経済においても感染拡大防止と社会経済活動の両立を実現していく必要がある。
【地域において好循環を実現していくために補正予算において】
●コロナ収束後のインバウンド復活に向けた観光拠点の基盤整備、
●地域公共交通の維持・活性化への重点的支援、
●サテライトオフィス整備等の支援(地方創生テレワーク交付金)、
●水田の畑地化、汎用化、大区画化等による高収益化の推進
【令和3年度予算において】
●移住支援事業を拡充するとともに(地方創生推進交付金)、企業・自治体のマッチング支援を行い、地方へ人や仕事の流れを拡大していく(地方創生テレワーク推進事業等)。
●新型コロナ収束後のインバウンドの早期復活に向け、自然・文化を生かした高付加価値なコンテンツの創出や、ホテル・旅館のサービス向上を加速していく。
※地方団体に交付される地方交付税交付金については、国・地方ともに税収減が見込まれる中で、地方交付税交付金等により、一般財源(地方が自由に使える財源)総額を適切に確保する。



Q4 中小企業施策について、今回の予算ではどのような対応を行ったのか。

A 新型コロナの影響を受けながらもポストコロナに向けて経営転換を行うなど、中堅 中小企業・小規模事業者による前向きな取組や、事業継続のための資金繰りについて重点的に支援。併せて、生産性向上や事業再生・事業承継等の中小企業を取り巻く経営課題にもしっかり対応する。

Q5 雇用や生活を守るため、今回の予算ではどのような対応を行ったのか。

A 引き続き、雇用調整助成金の特例措置等による雇用の維持・確保に取り組むとともに、一人一人が能力を最大限に引き出しながら働きがいを持って活躍できるよう、出向や早期再就職など円滑な労働移動の支援等に総合的に取り組む。

Q6 少子化対策のため、今回の予算ではどのような対応を行ったのか。

A 長年の課題である少子化対策に真正面から取り組み、大きく前に進めていく。
待機児童の解消に向けた「新子育て安心プラン」に基づき、保育の受け皿の整備を推進するとともに、地域の特性に応じた取組を支援。また、不妊に悩む方に対する治療費用の助成について、令和4年度からの医療保険適を見据えつつ、大幅な拡充を行い、経済的負担を軽減するとともに、不育症の検査・がん治療に伴う不妊に係る支援を促進する。

Q7 防災・減災、国土強靱化について、今回の予算ではどのような対応を行ったのか。今後はどのようにしていくのか。

A 防災・減災、国土強靱化について、自然災害等の状況に即した機動的・弾力的な対応を行うため、事業規模として15兆円を目標とする「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」をとりまとめ、
●激甚化する風水害や切迫する巨大地震等への対策 ●予防保全に向けた老朽化対策 ●国土強靱化施策のデジタル化等の推進の各分野について5年間で重点的かつ集中的に対策を進めることを決定。

令和3年度 税制改正のポイント

ポストコロナに向けた経済構造の転換・好循環の実現を図るため、企業のデジタルトランスフォーメーションとカーボンニュートラルに向けた投資を促進する措置を創設し、こうした投資等を行う企業に対する繰越欠損金の控除上限の特例を設けます。また、中小企業の経営資源の集約化による事業再構築等を促す措置を創設します。さらに、家計の暮らしと民需を下支えするため、固定資産税の評価替えへの対応、住宅ローン控除の特例の延長等の改正を行います。

1 ウィズコロナ・ポストコロナの経済再生

(1) 産業競争力の強化に係る措置

- 企業間やグループ会社間などでデータを連携するシステム(クラウド化等)を導入した場合に税が軽減される措置を創設します。
- 活発な研究開発を維持するための研究開発税制の見直し 厳しい経営の中で、研究開発投資を増やす企業について、税の優遇を拡大します。
- コロナ禍を踏まえた賃上げ及び投資の促進に係る税制の見直し 投資税制を、新しく人を雇った場合に税が優遇される措置に見直します。
- 繰越欠損金の控除上限の特例 厳しい経営の中で、二酸化炭素削減や事業の再構築などの前向きな投資を行う企業に対し、その投資額の範囲内で、繰り越された損失を所得の最大100%まで控除し、税の負担を圧縮できるようにします。

(2) 株式対価M&Aを促進するための措置の創設

(3) 国際金融都市に向けた税制上の措置

(4) 固定資産税

- 現行の負担調整措置を3年間延長し、その上で、令和3年度に限り、税額が増加する土地は前年度の税額に据え置く特別な措置を実施します。(税額が減少する土地は、そのまま税額が減少することになります。)

(5) 自動車税・軽自動車税の環境性能割の臨時的軽減

(6) 住宅ローン控除等

- 控除期間13年間の特例の適用期限を延長し、令和4年末までの入居者を対象とします。また、経済対策として、その延長した部分に限り、合計所得金額1,000万円以下の方について、対象となる住宅の床面積を50㎡以上から40㎡以上へ拡大します。
- 贈与税の非課税枠(1,500万円/令和3年4月以降縮小)を令和3年末まで据え置きます(面積要件は、住宅ローン控除と同様の措置)



2 デジタル社会の実現

(1) 民間におけるデジタル化の促進

- 企業のDXを促進する措置の創設
- 研究開発税制の見直し
これまで対象外とされていたクラウド型のソフトウェア開発を研究開発税制の対象として認め、税が軽減されるよう見直します。

(2) 納税環境のデジタル化

- 税務関係書類における押印義務の見直し
税務関係書類について、実印による押印等を除き、押印義務を廃止します。
- 電子帳簿等保存制度の見直し等、帳簿書類を電子的に保存する際の手続を抜本的に簡素化

3 グリーン社会の実現

(1) カーボンニュートラルに向けた税制措置の創設

(2) 車体課税

4 中小企業の支援

(1) 中小企業向け投資促進税制等の延長

(2) 所得拡大促進税制の見直し

(3) 中小企業の経営資源の集約化に資する税制の創設

5 その他

(1) 教育資金、結婚・子育て資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置の見直し

(2) 国や地方自治体の実施する子育てに係る助成等の非課税措置

(3) セルフメディケーション税制の見直し



にしだ昭二は地元の皆様のお声を、しっかりと国政にお届けいたします。